

## 手数料の見直し（案）

事務の名称	都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務
-------	----------------------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。  
 県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

<低炭素建築物新築等計画認定申請に係る審査手数料>

（単位：円）

区分	単位	料金		
		改定前	改定後（案）	改定見込額
一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この部において同じ。）の認定を申請する場合	件	37,300円（仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては28,800円、当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては20,100円、適合証の提出がある場合にあつては6,000円）	40,200円（仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては30,600円、当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては21,700円、適合証の提出がある場合にあつては6,450円）	-

<低炭素建築物新築等計画認定申請に係る審査手数料>

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後(案)	改定見込額
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	当該申請に係る建築物の戸数の総数	1戸	37,300円 (仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては28,800円、当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては20,100円、適合証の提出がある場合にあつては6,000円)	40,200円(仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては30,600円、当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては21,700円、適合証の提出がある場合にあつては6,450円)	-
		2戸以上5戸以下	74,300円 (仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては54,600円、当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては36,200円、適合証の提出がある場合にあつては11,000円)	80,200円(仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては58,000円、当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては39,000円、適合証の提出がある場合にあつては11,800円)	-

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	当該申請に係る建築物の戸数の総数	6戸以上10戸以下	104,000円 （仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては76,200円、当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては50,700円、適合証の提出がある場合にあつては18,100円）	112,000円（仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては80,900円、当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては54,600円、適合証の提出がある場合にあつては19,400円）	-
		11戸以上25戸以下	146,000円 （仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては107,000円、当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては71,400円、適合証の提出がある場合にあつては29,500円）	157,000円（仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては114,000円、当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては77,000円、適合証の提出がある場合にあつては31,800円）	-

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後(案)	改定見込額
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	当該申請に係る建築物の戸数の総数	26戸以上50戸以下	209,000円 (仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては155,000円、当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては106,000円、適合証の提出がある場合にあつては48,700円)	225,000円(仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては165,000円、当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては114,000円、適合証の提出がある場合にあつては52,500円)	-
		51戸以上100戸以下	300,000円 (仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては225,000円、当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては158,000円、適合証の提出がある場合にあつては86,400円)	324,000円(仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては239,000円、当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては171,000円、適合証の提出がある場合にあつては93,200円)	-

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後(案)	改定見込額
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	当該申請に係る建築物の戸数の総数	101戸以上200戸以下	406,000円 (仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては310,000円、当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては225,000円、適合証の提出がある場合にあつては136,000円)	438,000円(仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては329,000円、当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては243,000円、適合証の提出がある場合にあつては147,000円)	-
		201戸以上300戸以下	532,000円 (仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては404,000円、当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては291,000円、適合証の提出がある場合にあつては172,000円)	574,000円(仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては429,000円、当該計画が誘導仕様基準に適合するものとして申請された場合にあつては314,000円、適合証の提出がある場合にあつては186,000円)	-

(単位：円)

区分		単位	料金			
			改定前	改定後(案)	改定見込額	
共同住宅等又は 複合建築物の住 宅部分の認定を 申請する場合	当該申請に係る建 築物の戸数の総数	301戸以上	件	624,000円 (仕様・計算併用 法による審査が行 われる場合にあつ ては468,000円、当 該計画が誘導仕様 基準に適合するも のとして申請され た場合にあつては 330,000円、適合証 の提出がある場合 にあつては183,000 円)	674,000円(仕様・ 計算併用法による 審査が行われる場 合にあつては 497,000円、当該計 画が誘導仕様基準 に適合するものと して申請された場 合にあつては 356,000円、適合証 の提出がある場合 にあつては197,000 円)	-
	共用部分の床面積 の合計	300㎡以内	件	117,000円 (適合証の提出が ある場合にあつて は、11,000円)	126,000円 (適合証の提出が ある場合にあつて は、11,800円)	-
		300㎡を超え2,000㎡以内	件	192,000円 (適合証の提出が ある場合にあつて は、29,500円)	207,000円 (適合証の提出が ある場合にあつて は、31,800円)	-
		2,000㎡を超え5,000㎡以内	件	299,000円 (適合証の提出が ある場合にあつて は、86,400円)	323,000円 (適合証の提出が ある場合にあつて は、93,200円)	-
		5,000㎡を超え10,000㎡以内	件	384,000円 (適合証の提出が ある場合にあつて は、136,000円)	415,000円 (適合証の提出が ある場合にあつて は、147,000円)	-
		10,000㎡を超え25,000㎡以内	件	458,000円 (適合証の提出が ある場合にあつて は、172,000円)	494,000円 (適合証の提出が ある場合にあつて は、186,000円)	-

(単位：円)

区分		単位	料金			
			改定前	改定後（案）	改定見込額	
		25,000㎡を超える	件	534,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、214,000円)	577,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、 <u>231,000円</u> )	-
非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合	床面積の合計	300㎡以内	件	257,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、11,000円)	277,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、 <u>11,800円</u> )	-
		300㎡を超え2,000㎡以内	件	409,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、29,500円)	442,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、 <u>31,800円</u> )	-
		2,000㎡を超え5,000㎡以内	件	582,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、86,400円)	628,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、 <u>93,200円</u> )	-
		5,000㎡を超え10,000㎡以内	件	714,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、136,000円)	771,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、 <u>147,000円</u> )	-
		10,000㎡を超え25,000㎡以内	件	841,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、172,000円)	908,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、 <u>186,000円</u> )	-
		25,000㎡を超える	件	960,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、214,000円)	1,037,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、 <u>231,000円</u> )	-

(単位：円)

区分	単位	料金		
		改定前	改定後（案）	改定見込額
複合建築物の建築物全体の認定を申請する場合	件	住宅の用途に供する部分について2の規定の例により算定した額と、住宅以外の用途に供する部分について3の規定の例により算定した額とを合算した金額		-

(単位：円)

区分	単位	料金		
		改定前	改定後（案）	改定見込額
低炭素建築物新築等計画変更認定申請に係る審査手数料	件	当該申請に係る建築物の区分に応じ低炭素建築物新築等計画認定申請に係る審査手数料に規定する額に1/2を乗じて得た金額。この場合、100円未満の端数は、切り捨てる。		-

## 【備考】

## 改正前後（案）（改正なし）

- 1 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 「複合建築物」とは、1つの建築物において、住宅の部分と住宅以外の用途に供する部分を併せて有するものをいう。
- 3 「共用部分」とは、住戸に係る廊下、階段その他の居住者の共同の用に供される部分をいう。
- 4 「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。
- 5 「仕様・計算併用法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この部において「省令」という。）第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)による評価方法をいう。
- 6 「誘導仕様基準」とは、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。
- 7 「適合証」とは、当該計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この部中「法」という。）第54条第1項第1号に掲げる認定基準に適合していることを登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。）又は登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）（3又は4の規定により金額を算定する場合にあつては指定確認検査機関（建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。）であるものに限る。）が証するものをいう。

【備考】

改正前後（案）（改正なし）

8 2の申請に係る手数料については、当該申請に係る建築物に共用部分がない場合はイに掲げる金額とし、共用部分がある場合はイに掲げる金額にロに掲げる金額を加算した金額とする。

9 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出がある場合は、上記の金額に、当該申出に係る建築物について建築基準法第6条第1項の規定による確認申請又は同法第18条第2項の規定による通知をする者が、建築基準法関係事務の部の規定に基づき納付すべき建築物確認申請又は通知に係る審査手数料に相当する金額（同法第6条の3第1項の構造計算適合性判定に準じて行われる構造計算適合性判定を要する場合にあつては、低炭素建築物新築等計画認定に係る構造計算適合性判定手数料を加算して得た金額）を加算する。

（単位：円）

区分		単位	料金			
			改定前	改定後（案）	改定見込額	
低炭素建築物新築等計画認定に係る構造計算適合性判定手数料	床面積の合計	1,000㎡以内	件	206,000円 (140,000円)	<u>207,000円</u> (140,000円)	-
		1,000㎡を超え2,000㎡以内	件	272,000円 (173,000円)	<u>273,000円</u> (174,000円)	-
		2,000㎡を超え10,000㎡以内	件	305,000円 (189,000円)	<u>306,000円</u> (190,000円)	-
		10,000㎡を超え50,000㎡以内	件	404,000円 (239,000円)	<u>405,000円</u> (240,000円)	-
		50,000㎡を超える	件	735,000円 (404,000円)	735,000円 ( <u>405,000円</u> )	-

【備考】

改正前後（案）（改正なし）

- 1 床面積の合計は、建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定に準じて行われる構造計算適合性判定を要する建築物1棟当たりについて算定する。
- 2 建築基準法第20条第1項第2号イ又は同項第3号イに規定するプログラムにより構造計算が行われたものは、（ ）内の金額とする。